

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル
行政機関等の名称	寝屋川市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民サービス部（戸籍・住基担当）
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍編製及び証明発行、墓地・埋火葬等に関する法律に基づく火葬許可証発行、統計法に基づく人口動態調査、相続税法に基づく第58条通知
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3父母の氏名、4父母との続柄、5養父母の氏名、6養父母との続柄、7配偶者区分、8名、9出生年月日、10戸籍事項(新戸籍の編製に関する事項、氏の変更に関する事項、転籍に関する事項、戸籍の全部の消除に関する事項、戸籍の全部に係る訂正に関する事項、戸籍の再製または改製に関する事項)11身分事項(出生に関する事項（子）、認知に関する事項（父及び子）、養子縁組又はその離縁に関する事項（養親及び養子）、特別養子縁組又はその離縁に関する事項（養子及び親）、離縁の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）、婚姻又は離婚に関する事項（夫及び妻）、離婚の際に称していた氏を称することに関する事項、親権または未成年者の貢献に関する事項（未成年者）、死亡または失踪に関する事項（死亡者または失踪者）、生存配偶者の復氏または婚姻関係の終了に関する事項（生存配偶者）、推定相続人の廃除に関する事項（廃除された者）、入籍に関する事項（入籍者）、分籍に関する事項（分籍者）、国籍の得喪に関する事項（国籍を取得し、または喪失した者）、日本の国籍の選択宣言または外国の国籍の喪失に関する事項、氏の変更（戸107関係）に関する事項（氏を変更した者）、名の変更に関する事項（名を変更した者）、就籍に関する事項（就籍者）、性別の取扱の変更に関する事項（変更の裁判を受けた者）、12民事事項
記録範囲	本市に戸籍を有する者
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村からの通知、官庁からの通知、裁判所からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	法務省、大阪法務局、地方公共団体情報システム機構、枚方税務署、他市区町村、富士通Japan株式会社（コンビニ交付システム）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	寝屋川市総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	戸籍法第24条、第113条、第114条、第116条、戸籍法施行規則第41条、第43条、第45条
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル  （電算処理ファイルの場合のみ）令第21条第7項に該当するファイル 有
備考	—